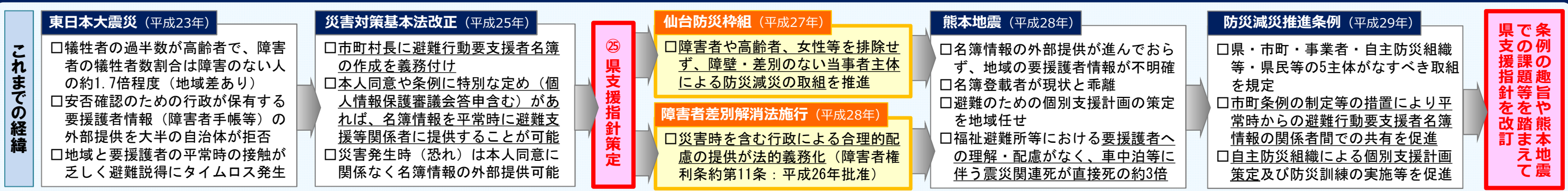
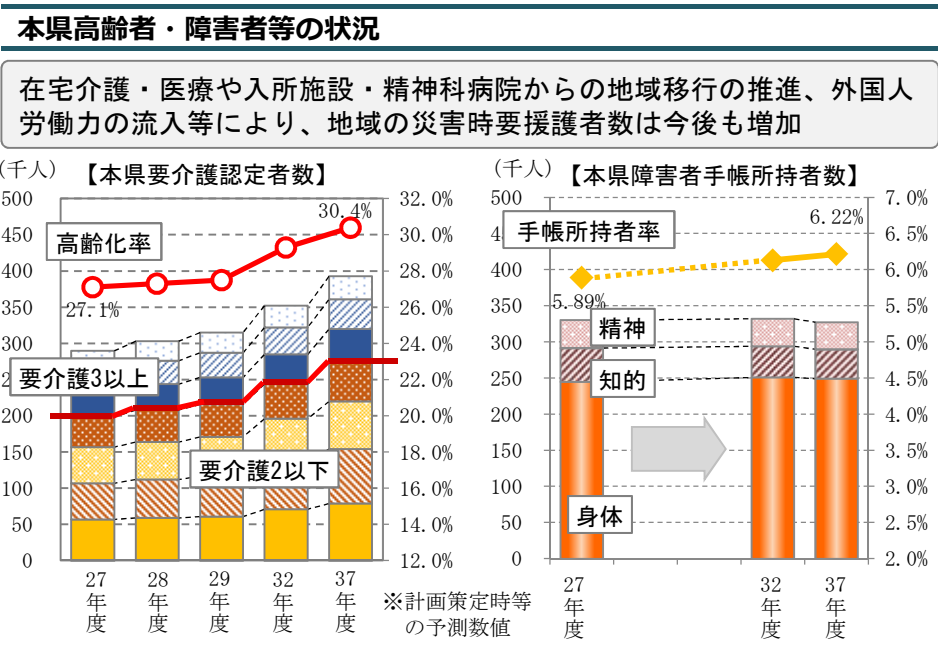


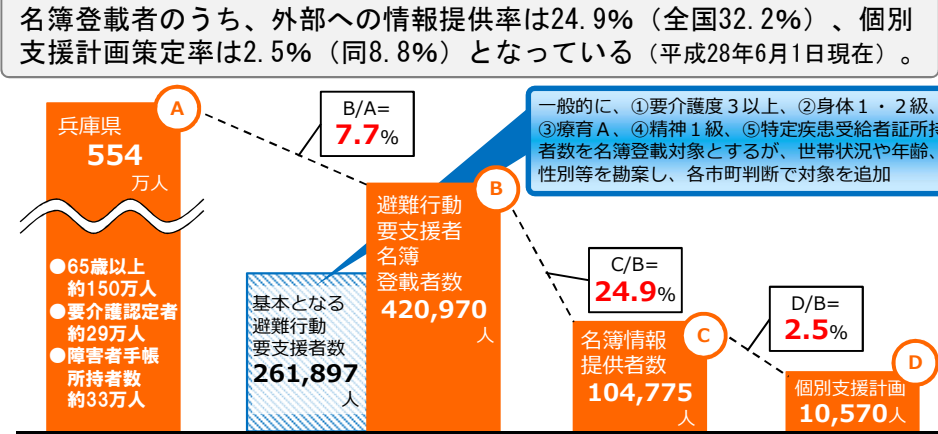
# 兵庫県災害時要援護者支援指針 改訂の概要



## 1 災害時要援護者を取り巻く状況



### 本県避難行動要支援者名簿登載者等の状況



### 名簿情報を外部提供するための市町条例等策定状況

方式	内容	該当市町
逆手上げ方式	外部提供を拒否する場合は別途手続きが必要	1 明石市
推定同意方式	照会に対して意思表示がなければ同意と推定	3 神戸市、三田市、加東市
個人情報保護審議会	審議会から外部提供を認める答申を取得	2 高砂市、たつの市

※この他、10市町が条例の制定または個人情報保護審議会への諮問準備を進めている。

## 2 指針の構成と推進する取組

- 第1編 はじめに**
- 第2編 災害時要援護者支援の基本的な考え方**
- 第3編 災害に備えて**
  - 1 避難行動要支援者名簿の整備
  - 2 避難行動要支援者名簿の共有
  - 3 支援体制の整備
  - 4 地域における避難計画の作成
  - 5 安全な避難場所の確保
  - 6 地域包括ケアシステム等との連携
  - 7 災害時要援護者対策に対する理解の促進
- 第4編 災害発生時の取組**
  - 1 支援体制の確保
  - 2 情報の提供
  - 3 安否確認、救助・避難支援の実施
- 第5編 災害時要援護者に対する生活支援**
  - 1 全被災者を対象とした調査の実施
  - 2 要援護者トリアージの実施
  - 3 専門家による支援
  - 4 指定避難所における対応
  - 5 応急仮設住宅等における対応
  - 6 その他の生活支援

### (1) 災害時要援護者本位の支援の推進

**ア 仙台防災枠組や障害者差別解消法等を踏まえた防災減災対策への要援護者本人の参画の推進と災害時における合理的配慮の提供**  
【取組】個別支援計画の作成や地域の避難訓練等への参画/地方防災会議等の意思決定過程への参画/多様な伝達手段による避難関連情報の発信等【第2編、第3編】

**イ 災害時ケアマネジメントの視点に基づく総合的な要援護者支援によるニーズのミスマッチの防止**  
【取組】要援護者の意思や能力を評価・分析し、事前準備～災害時の避難～避難後の生活まで各段階で引き継げる長期的な支援策を作成【第2編、第3編、第4編】

**エンパワメント** 要援護者本位 「どんなことができるか」「どのような支援が必要か」

誰が助けに行くか? どこに避難させるか?

※エンパワメント：自身の生活や環境をコントロールできる能力を身に付けたり、その人自身の潜在的な力を引き出したりする働きかけのこと

### (3) 避難体制の確立

**ア 市町条例の制定や個人情報保護審議会への諮問等を通じた関係者間における平常時から避難行動要支援者名簿情報の共有の促進**  
【取組】推定同意規定を含む市町条例の制定促進等により、避難行動要支援者名簿情報を自主防災組織等に提供して地域で要支援者を把握【第2編、第3編】

**イ 避難のための個別支援計画（マイプラン）等の作成の促進**  
【取組】個別支援計画を早期作成し、避難訓練で検証/地域に不同意者人数を提示し、エリアプラン等で対策を検討【第2編、第3編、第4編】

**ウ 地域特性に応じた対応の工夫**  
【取組】都市部はマンション管理組合に情報提供/外国人向け避難所生活ルールブック作成【第2編、第3編】

災害時要援護者のうち、自宅等での生活者  
自力避難が困難な者（避難行動要支援者）

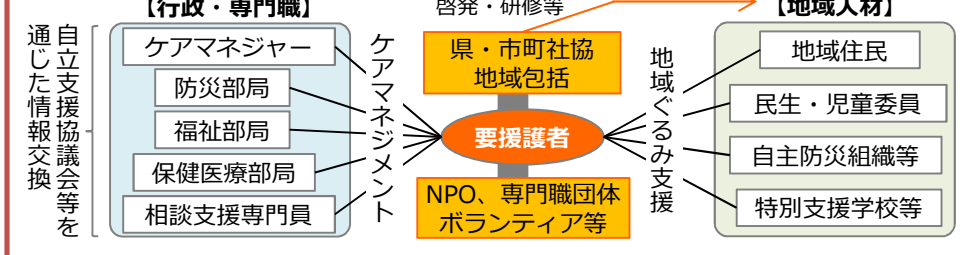
家族等の避難支援が得られない者  
家族だけでは避難が困難な者（避難支援が必要） → **マイプラン**

家族等の避難支援が得られる者  
避難支援を望まない者（避難支援が不要） → **ファミリープラン**

地域としての避難支援計画（**エリアプラン**）

### (2) 防災と福祉の連携強化

- ア 個別支援計画の作成プロセス等への福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）の参画（実効性の高い個別支援計画の作成）**  
【取組】要援護者と信頼関係があり、特性や家庭事情を熟知する専門職が地域防災と連携し、ケアマネジメントに基づく個別支援計画作成に参画【第2編、第3編】
- イ 福祉施設見学や研修・訓練等を通じた避難支援者の技術・技能向上と地域人材の育成、福祉専門職に対する防災知識の習得支援**  
【取組】住民が障害特性等を理解し地域の共助力をアップ【第3編、第4編、第5編】
- ウ 平常時から防災分野と福祉分野の意見・情報交換**  
【取組】地域ケア会議や自立支援協議会への参画による地域機関間の連携と、市町長がトップの連携推進本部設置による行政部局間の連携を推進【第2編、第3編】



### (4) 「つながりで守る」支え合い社会の実現

- ア 家族等の役割の明確化**  
【取組】同居家族等がいる要援護者は「自助」の実践に加え、家族の避難計画（ファミリープラン）を作成し、避難経路や持出品等を整理【第2編、第3編】
- イ 家族等の個別事情を踏まえた共助・公助の推進**  
【取組】老老介護や強度行動障害を有する障害者等、同居家族等の対応が困難な場合は個別支援計画を作成し、共助による地域の支援体制を構築【第2編、第3編】

### (5) 「助かった命を守り、震災等関連死を防ぐ」被災者支援の強化

- ア 全被災者を対象とした調査（被災者ローラー作戦）等による災害発生時の速やかな要援護者の安否確認・ニーズ調査・必要な支援の提供**  
【取組】名簿情報と不同意者リストを駆使し、自宅・車中避難者を含めたローラー巡回と要援護者トリアージ等で適切に支援（病院への移送等）【第3編、第5編】
- イ 平常時から災害時まで切れ目のない包括的な支援体制の構築**  
【取組】災害時にも適用できるように、地域包括ケアシステム等における関係者間連携体制等を見直し、平常時との連続的な支援の仕組みを構築【第3編、第5編】
- ウ 疎外感・孤独感に伴う身体的機能の低下等を防ぐための要援護者本人と地域コミュニティとの繋がり維持等の留意**  
【取組】福祉避難所等利用時に地域との繋がり等にも留意【第3編、第4編、第5編】

### (6) みんなで災害に立ち向かう意識の醸成

- ア 要援護者自身による備えと意識の強化（個人のレジリエンス向上）**  
【取組】必ずしも助けが来るとは限らないことを理解して平常時の備えを徹底するとともに、困った時には声を上げられる強さを醸成【第2編、第3編、第5編】
- イ 防災減災を推進する県民活動の実践（社会のレジリエンス向上）**  
【取組】危険箇所を確認しながら避難路を逃げる訓練や要援護者の支援体制づくり、電柱への海拔・津波高表示等、地域一丸となって防災減災意識を向上【第2編】